

令和5年度市原健康福祉センター運営協議会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日（木）午後1時58分から午後3時35分
2. 開催場所 千葉県市原健康福祉センター2階会議室
3. 出席者
 - (1) 委員 18名中15名出席
 - (2) 事務局職員 5名
 - (3) 傍聴者 0名
4. 会長及び副会長の選出
会 長：小出委員（市原市長）
副会長：中村委員（市原市医師会長）
5. 議事
議長：小出会長
 - (1) 議事録署名人選出
小泉委員（市原市歯科医師会長）、小西委員（市原市薬剤師会理事長）を選出。
 - (2) 市原健康福祉センター主要事業について
事務局職員から、令和5年度主要事業の説明を行った。
 - ① センター長・・・・・・センターの概要及び総括
 - ② 小林副センター長・・総務企画課の主要事業の説明
 - ③ 清水課長・・・・・・地域保健福祉課の主要事業の説明
 - ④ 本間課長・・・・・・健康生活支援課の主要事業の説明

なお、委員の質問に対する回答は次のとおりである。

【事前質問1】

市原市におけるオーバードーズの現状はどうか。またどのような対応をしているか。

【回答】

報道があったものについては把握しているが、保健所として実態把握ということはしておらず、1人の方に対して、同じような薬の処方や販売がどれぐらい重複しているのか調べる仕組みがないというのが現状である。また、保健所へオーバードーズに限った相談はこれまでに来っていない。

対応については、国の方針に基づき市販薬を販売する薬局やドラッグストアに対して、乱

用等の恐れのある風邪薬等の医薬品は、原則1人1箱の販売とするよう周知及び指導をしている。また、薬物乱用防止キャンペーンにおいて、大麻・覚醒剤等の違法薬物の使用禁止とともに、医薬品による薬物乱用についても啓発している。

【事前質問2】

現在、新型コロナ患者の転院についてはスムーズにいかないことが少なくないが、市原市での受け入れは特に問題は無いのか。

【回答】

昨年5月に5類感染症に位置づけられたため、患者の転院等については、医療機関同士で調整いただくのが基本方針となっている。その上で県では発熱等の症状がある患者の外来対応にあたる医療機関を千葉県ホームページ等で公表している。また、入院医療体制については、感染状況に応じて段階を設定して、必要な病床数の確保、運営をしている。さらに、回復した患者の受け入れに協力いただく後方支援医療機関について、いくつかの医療機関に登録いただいております。県から各医療機関に情報提供している。これらの情報を各医療機関においては活用していただきたい。

現在「段階0」ではあるが、確かに新型コロナ患者数は増加傾向であり、今後の注意が必要な状況である。

【事前質問3】

出生総数にはどめがかかっていないが、その理由、対策について県としてどのように考えているか。

【回答】

様々な要因があると思うが、2015年の国立社会保障人口問題研究所による出生動向調査の中において、「既婚者が理想の子ども数を持たない理由」として、「お金がかかるから」の回答が最も多く、6割にもなっていることから、「経済的負担」ということが理由として考えられるかと思う。

経済的負担に対する対策として県では、児童手当制度のほかに、医療面では市町村が実施する子どもの医療費助成の支援や小児慢性特定疾病の医療費助成を行っており、教育面では幼児教育・保育の住民税非課税世帯への無償化、大学等の入学金・授業料免除、給付型奨学金制度の拡充が行われている。また、少子化対策に関わる取組として、今年度、県と市町村が連携して少子化対策を推進する「千葉県少子化対策協議会」を設置した。

【質問1】

994本のけしの抜去について、偶然これだけあったのか、それとも植えている方がいるのか、そして、どう発見したのか。

また、薬物乱用の若年化に対して、学校との連携も含め、対応はどうしているか。

【回答】

外部からの情報提供により発見した。職員が出張中にも注意しているが、ほとんどは外部からの情報提供により発見している。

薬物乱用については、若い世代の者に対して直接行っていることはないが、キャンペーンで若い世代に関わらず啓発を行っている。

【質問1の回答に対する追加質問】

学校との連携は必要だと思われるか。

【回答】

学校教育の中に、薬物の問題も一つとしてあると思っている。

【質問2】

移行期医療について研修会を計画中ということであるが、移行期の考え方は、小児から大人への医療の切り替えの問題と認識しているが、それ以外にもあるのか。

【回答】

認識のとおり、小児診療科から成人診療科への考え方であり、それをシームレスにつなげていくためにどうしたらよいかをテーマに、今後の研修会について講師と打ち合わせをしている。

【質問2の回答に対する要望】

移行期医療が良い循環となるようにしていただき、子供が医療にかかりやすいように取り組んでいただきたい。

【質問3】

児童福祉事業の支給停止者46名は、どのような理由で支給停止となったのか。

【回答】

監護者、両親の場合は、そのどちらかの所得制限が限度額以上となった場合がほとんどである。

【質問4】

带状疱疹への補助金についてどのように考えているか。

【回答】

年齢が高い方が発症すると、重症化して、後遺症が残ると言われているため、ワクチンを積極的に打って頂くことが有効かと思うが、費用については保健所が申し上げることができない。

【質問5】

抹茶をキッチンカーで提供することができないことについての問題はどのように考えているか。

【回答】

食品衛生法の規制の中で、県では一般の固定の店舗、キッチンカーの営業、屋台の営業、の形態に分けて基準を設定している。キッチンカー、屋台は屋外という話になるため、取扱いの制限をかけなければならず、飲み物の提供も調整飲料ではなく、既製品の提供に限ると、厳しくなっているのが現状である。

営業者からも様々な意見が寄せられるが、その度に県と協議を行い基準の範囲内で対応していただいているのが現状である。

【質問5の回答に対する要望】

衛生上のことはとても分かるが、アイスの上にクリームを乗せたり、氷の中に苺を入れたりするのは問題ないのに、抹茶が駄目というのは納得ができないため、そこはもっと協議していただきたい。

【質問6】

令和元年の台風15号、19号の対応の中で生じた課題を踏まえて、災害対応マニュアルを作成し、災害に備えていると記載がされているが、どういった課題が判明してどのような対策を行うようになったか。

【回答】

初動体制が課題のうちの一つであり、天気予報等を注視し、それに備えた準備を徹底することとした。

【質問 7】

動物による危害防止と適正な飼養について、普及啓発について取り組んでいることがあれば教えていただきたい。

また、高齢者の方がペットを飼えなくなる事例は市原市でも起こっているのか。

【回答】

普及啓発については、パンフレットやホームページにて活動を行っている。また、県民からお問い合わせのあった場合には必要に応じて現場等に立ち合い、お話も伺いながら、助言をしながら適正飼養の指導を行っている。

高齢者の方からの御相談で、引き取りのケースもあるが、いきなり引き取りはできないため、動物の譲渡への仕組みも含めて、よく相談を行い、殺処分を極力減らしていく方向で行っている。

【質問 8】

改正されたキッチンカーの設備要件について、菓子製造業と喫茶店営業の区別がなくなり、飲食店営業に一本化され、ケーキなどの生ものの提供ができるようになったと伺っているが、どうか。

【回答】

まず、固定店舗、キッチンカー、屋台営業の3つのカテゴリで基準の解釈がされている。キッチンカーや屋台営業は、屋外で露出している部分がとても多いため、基準の解釈も少し厳しくなっており、屋外で何でもやってよいという考えではなく、ある程度生というよりも、加熱したものや既製品といった、なるべく簡単なものへといった考えになる。固定店舗、キッチンカー、屋台での考え方には差がある。

【質問 8 の回答に対する追加質問】

生クリームを使わなくてもホイップクリーム（植物性の油脂）があるが、これだったら良くて、生クリームだったら駄目とか、そのような基準はあるのか。

【回答】

牛乳を原料としたクリームや植物性の油脂を原料にしたクリームと色々があるが、より生に近いものをつかっていると、やはり危険度はどうしても高い評価になっているため、控えていただきたいということとなる。

クリームについても、一目では区別がつかないものもあるため、相談があった場合には食品表示法でも細かくカテゴライズが決まっているため、よく精査をして保健所としても適正な指導をしていきたいと思う。

【質問 9】

6月1日から漬物製造の猶予期間がなくなり規制の対象となるが、市原市でも許可を受けている方がいるのか。その辺りは把握しているか。

【回答】

規制の背景については、昔は塩味でもって保存を高めるという食品であったが、現代においては減塩志向等から薄塩やサラダに近いものもあり、数年前にさらに近い浅漬けで食中毒が多発したこともあると思う。

漬物製造についての相談や問い合わせは実際に保健所に寄せられている。相談や問い合わせで把握することがほとんどであるが、担当者がインターネットや広告宣伝で把握することもあり、把握したものについては許可の案内は行っている。

【質問 9 の回答に対する要望】

漬物は基本的に保存食であり、浅漬けは調味液をつけた野菜サラダのようなものであることから菌が発生したと思うので、その辺りは伝統的な漬物と分けて、伝統を守っていただきたいと思います。

【要望】

担当者が変わって意見が食い違うことや、県内でも統一の意見ではなく保健所によって異なるのはいけないことだと思う。そのため、拡大解釈や保健所が変わったからいいということではなく、なるべく事業者に寄り添った中での衛生管理をできるように保健所の方で進めていただきたい。

【要望】

食品アレルギーは、下手すると致命傷になってしまうものであり、厚生労働省や千葉県の会議の中でも、表示がしっかりされていないなどの外食に対するリスクが問題となっているため、その辺りを議論される場合は、慎重な対応をお願いしたい。